

令和4年6月27日

被保険者 各位

MBK 連合健康保険組合
適用担当
Tel : 03-5297-1711

被扶養者の就職等による「被扶養者減少届」ご提出のお願い

平素は当組合の事業運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者（家族）で、就職等で新しい健保組合へ加入しているが未だ当組合の被保険者証をお持ちの方は減少の手続きが必要となります。当組合HPの「手続き・申請」の「扶養家族に関する手続き」の「被扶養者（減少）届」にご記入の上、事業所担当者に速やかにご提出ください。

（事由発生日から1か月を超えている場合は「遅延理由書」も必要です）

以上